

県職員の育児休業取得促進に向けた取組みについて

1 現状（課題）

男性職員の育児休業取得率（令和3年度）：28.7%（目標値：100%）

【課題】

多くの職員が業務多忙、所属の雰囲気等を理由に取得していない。

- ※育休を取得しなかった理由（令和2年度 職員アンケート）
- ・ **自身の業務が多忙であったため** **48.9%**
 - ・ 育児をする家族がおり必要性を感じなかったため 45.5%
 - ・ **周囲の職員が取得していなかったため** **31.6%**
 - ・ **他の職員による代替が難しい業務があったため** **24.7%**
 - ・ 収入が減少するため 14.0%



2 令和5年度からの取組み

「育休を取得する職員」、「育休取得者を送り出す所属」双方へのフォローで職員が気兼ねなく育休を取得できる職場環境を整備！

給与	人事配置	意識改革
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務応援を行った所属職員（※）に勤勉手当を加算【新規】 <p>※育休取得者と同じ所属の職員 （加算は1か月あたり6,000円程度） ※給料月額30万円の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内公募制度の活用等による部局の枠を超えた業務応援【拡充】 ・ 会計年度任用職員の一時的な追加配置【新規】 <p>（配置は引継等を考慮し育休期間及びその前後1か月程度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子が生まれる男性職員を対象に育児参加の必要性等の研修を実施【新規】 ・ 管理職（上司）研修の中で育休取得に向けた職場雰囲気醸成等【継続】

●取組みイメージ

